

会則

(名称)

第1条 本会は、「ディーコン フォーラム JAPAN」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を栃木県芳賀郡芳賀町祖母井 1658-48 に置く。

(目的)

第3条 本会は、ネパールのNGO「ディーコン フォーラム」と連携・協力して、ネパールの主に農村住民に対し、学びと自立を促進する事業を実施する。特に、教育、福祉、環境、貧困等に関する農村支援事業、災害などによる被災住民への緊急支援活動、及び、ネパールと日本との関係づくり・交流を促進する活動を行い、自立と支え合いのある安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 学校教育支援事業
- (2) 社会教育支援事業
- (3) 福祉事業
- (4) 農業支援事業
- (5) 環境保全事業
- (6) 人材育成・人材交流促進を図る事業
- (7) 普及啓発、研修会、イベント等の企画運営事業
- (8) チャリティ・販売事業
- (9) その他、本団体の目的を達成するために必要な事業

2 第1項第8号に掲げる事業の利益は、同項第1号から第7号に掲げる事業及び本会の経費に充てるものとする。

(会員)

第5条 本会の会員は、この会の目的に賛同した者とする。

2 本会の会員は、個人会員、団体・法人会員とする。

- ① 個人会員 本会の目的及び事業に賛同する個人
- ② 団体・法人会員 本会の目的及び事業に賛同する団体・法人等

3 個人会員の年会費は1口(1,500円)以上、団体・法人会員は1口(10,000円)以上とする。納期は、3月31日までとする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を本会に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会員の資格の喪失)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出した時
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第8条 会員は、退会届を本会に提出することにより任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が会則に違反したとき、及び、本会の名誉を傷つけ、又は本会の活動を阻害するような行為をしたときは、役員会の決議により除名することができる。

(会計及び会費)

第10条 本会の経費は会費、寄附、助成金、その他の収入等をもってこれにあてる。

- 2 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3 既に納入した会費及びその他の寄付金は、返還しない。

(役員及び職務)

第11条 本会に次の役員を置く。役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 運営委員 若干名
- (5) 監事 若干名

- 2 役員の選出は、代表が推薦し、役員会で決する。監事以外は他の役員を兼任することができる。
- 3 代表は1名とし、会務を総理する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときは欠席の時は、その職務を代行する。
- 5 会計は本会の会費、その他事業にかかる財産を管理する。
- 6 運営委員は、事務および運営に関わる業務を遂行する。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。
- 8 第1項第1号から第4号の役員に事故があるときは代行を置くことができる。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催し、会員をもって構成する。

- (2) 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、議長あるいは出席会員に決議を一任する委任状を提出した会員数も含む。
- (3) 総会の議事は出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第13条 役員会は、代表、副代表、会計、運営委員をもって構成する。

- (2) 役員会は、代表が必要と認めたときに、代表が招集する。
- (3) 役員会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。
- (4) 役員会の議長は、代表がこれに当たる。
- (5) 役員会の議事は出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会則の変更)

第14条 会則は、役員会の承認がなければ変更できない。

(事務局)

第15条 本会の事務を処理するため事務局を置くことができる。

附則

- (1) この会則は、2024年3月25日から施行する。
- (2) 2024年5月24日一部改正。